

令和8年度
「交通空白」解消等リ・デザイン全面
展開プロジェクト
(「交通空白」解消タイプ)
公募要領

■募集期間

令和8年2月27日(金)～3月27日(金)まで
※運輸局との事前協議は3月25日(水)まで

初版 令和8年2月

国土交通省 総合政策局 地域交通課
モビリティサービス推進課
物流・自動車局 旅客課
株式会社東急エージェンシー

目次

本事業のお問い合わせ先.....	2
I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
1. 目的.....	3
2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要.....	3
II. 募集内容.....	5
1. 補助対象事業の事業内容.....	5
2. 補助対象事業の事業主体.....	5
3. 補助率・補助対象経費.....	6
4. その他.....	8
III. 補助対象事業の採択方法・審査基準.....	12
1. 採択方法.....	12
2. 審査基準.....	12
(1) 形式審査.....	12
IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて.....	15
1. 事業全体の流れ.....	15
2. 応募について.....	16
2-1. 応募期間.....	16
2-2. 応募方法.....	16
2-3. 提出書類.....	17
3. ヒアリングの実施について.....	17
4. 採択結果の通知について.....	18
5. 採択後の補助金交付申請等について.....	18
6. 既存交通サービスの休廃止に伴う緊急性の高い事業への特例について.....	19
V. 事業の実施にあたっての留意点等.....	20
補助金の交付申請又は受給される皆様へ.....	26

本事業のお問い合わせ先

本公募要領及び以下のWebサイト掲載情報（随時更新予定）をご覧ください。
 うえで、ご不明な点があればお問い合わせください。

（WebサイトURL） <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

○ 申請方法に関するお問い合わせ先

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 事務局
 （株式会社東急エージェンシー）

TEL：0570-000984

受付時間：09:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

E-mail：contact@kotsu-kuhaku-r8.jp

○ 事業内容に関する事前相談・お問い合わせ先

以下の【地方運輸局等における相談窓口】を参照ください。

受付時間9：30～17：00（土日祝日及び年末年始を除く）

※運輸局によっては、上記時間内に電話対応休止時間がある場合がございます。

【地方運輸局等における相談窓口一覧】

局名	部署	電話番号
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	011-290-2721
東北運輸局（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	交通政策部 交通企画課	022-791-7507
関東運輸局（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）	交通政策部 交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局（新潟、富山、石川、長野）	交通政策部 交通企画課	025-285-9151
中部運輸局（福井、岐阜、静岡、愛知、三重）	交通政策部 交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	交通政策部 交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局（鳥取、島根、岡山、広島、山口）	交通政策部 交通企画課	082-228-3495
四国運輸局（徳島、香川、愛媛、高知）	交通政策部 交通企画課	087-802-6725
九州運輸局（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	交通政策部 交通企画課	092-472-2315
内閣府沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

I. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

1. 目的

バス・タクシーの利用者減少やドライバー不足等により、地域交通をとりまく環境は厳しいものとなっています。国土交通省では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）の改正をはじめ、地域の多様な関係者の連携・協働による地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性の向上に向けた再構築（リ・デザイン）の取組を進めてきました。

また、地域住民や来訪者が全国においてバス・タクシー等の公共交通を利用できない状況を「交通空白」と捉え、公共ライドシェア・日本版ライドシェア等の新たな交通モードも活用しながら、その速やかな解消に取り組むために、令和6年7月に「国土交通省『交通空白』解消本部」を立ち上げました。同年11月には『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」を創設し、民間企業の有するソリューションを活用した実効性かつ持続性のある取組の推進体制を構築したほか、令和7年5月の第4回『交通空白』解消本部」では、取組の根幹となる『交通空白』解消に向けた取組方針2025」を定め、令和7年度から9年度の「交通空白解消・集中対策期間」において全国約2,500の「交通空白」の解消に目途をつけていくこととしています。さらには、「令和7年度交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」において、「交通空白」を解消し地域交通を確保・維持していく「新たな制度的枠組みの構築」の検討にも取り組み、12月26日に取りまとめがなされたところです。

『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、さらには、事業者・事業種の連携・協働によりデジタル技術を活用した高度サービスの実装等への支援を行うことで、「交通空白」の解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とします。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの概要

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトでは、次に掲げるタイプの事業を実施します。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業

②共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業

③モビリティ人材・組織育成タイプ

持続可能な地域公共交通を実現するため、地域の司令塔として重要かつ多岐にわたる役割を担えるよう、地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業

※地方公共団体と連携して、当該団体の企画・立案機能を補完する事業者への支援を含む

④地域交通DX推進タイプ

事業者・事業主を横断した連携・協働により、複数のモビリティデータの統合及び活用や国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入など、デジタル技術を活用した高度サービスの実装を支援する事業

※本公募要領は、上記①の補助事業を活用する事業者を公募するものです。

Ⅱ. 募集内容

1. 補助対象事業の事業内容

国土交通省が市区町村を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査（「地域の足」）、または観光庁が観光DMO等を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査（「観光の足」）において、「交通空白」があると自治体等が判断した地域において、その解消を目的とした新たな交通サービスの導入やその実施計画策定等を行う事業を支援することで、全国の「交通空白」解消を推進していくものです。

（事業等のイメージ例）

検討段階から地域の合意形成、システム導入から運行までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- ・新たな交通モードを運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション
- ・交通モードの運行に係る実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- ・交通モードの運行に係る輸送施設の導入・改造、配車アプリ等の導入、運転者募集
- ・交通モードの運行（実証運行を含む）
- ・運利用データの分析・検証
- ・本格運行に向けた住民説明会 等

2. 補助対象事業の事業主体

新たな交通サービス^{※1※2}の運行主体（自ら運行せず、他者に委託する場合を含む）である、またはそれを含む以下の①～④に示す者が事業主体であり、いずれの場合も『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム^{※3}の会員（複数からなる団体・組織の場合は、団体・組織自身またはその代表事業者）である必要があります。採択後は、事務局からの採択・交付決定により、間接補助事業者として事業を実施していただきます。

※1 運行する交通サービスは、自動車（二輪車を除く）、鉄軌道、内航船舶によるものに限りします。

※2 「新たな交通サービス」とは、新規路線等の運行や既存路線等から便数・ダイヤ・運行区間などの明確な変更を行うものを指します。なお、本事業は、「新たな交通サービス」の運行（次年度に運行する場合を含む）を伴う事業が補助対象となります。令和10年3月31日までに運行を実施しなかった場合、原則補助金を返還していただきます。（天災その他やむを得ない事情がある場合を除く）。

※3 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの入会については、国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトをご覧ください。

① 地方公共団体

（市区町村においては、国土交通省または観光庁が実施する「交通空白」リストアップ調査に回答している者に限る）

② 交通事業者*

※交通事業者とは、実際に交通モードの運行を行う、以下の者を指します。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者
- ・鉄道事業法に基づく許可を受けた鉄道事業者
- ・軌道法に基づく許可を受けた軌道事業者
- ・旅客運送を行う船舶運航事業者（内航の者に限る）
- ・「道路運送法の許可・登録を要しない輸送サービス」の実施事業者

③ 道路運送法第79条に基づく登録を受けた「公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）」の実施主体であるNPO法人、協議会等

④ ①～③のうちいずれかを1者以上含み、2以上の事業者・団体等により構成される連携スキーム

※当該スキームまたはその構成員が「新たな交通サービスの運行主体」である必要があります。

※一度路線を休廃止した事業者が休廃止前同様のサービス（路線、運行エリア、運行形態）を再開する場合は対象となりません。

※連携スキームは必ずしも法人格を有する必要はありませんが、代表者を決めていただく必要があります。

3. 補助率・補助対象経費

（1）補助率

事業に要する以下の経費について、500万円まで定額、超える部分の2/3を補助します。また、商業・福祉・教育等、他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額上限を750万円とします（申請内容をもとに、審査にて該当可否を決定します）。ただし、東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎、横浜、相模原、さいたま、千葉、名古屋、京都、大阪、堺、神戸）で実施する事業については、定額の補助はなく、経費の1/3を補助します。

なお、予算総額を踏まえた審査の結果、不採択や申請額から減額した採択となる場合があります。

※いずれの場合も、補助金交付上限は1億円となります。

（2）補助対象経費（※1）

①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開催に要する経費等（例）

- ・ 悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料
- ・ 実証を計画するに当たって道路運送法等関係法令の知識を有する者の招聘に係る旅費 等

②サービス提供のために必要となる輸送施設の導入・改造、配車アプリ・運行管

理等のシステム開発・導入に要する経費（※2）

（例）

- ・ 輸送施設の設置・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置にかかる費用

（注1）本補助金の交付により取得または整備された財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、補助金交付機関の承認なくして、抵当権その他の担保権を設定することは認められないため、これに違反した場合には補助金の返還を求めることがありますので、予めご承知おきください。

（注2）購入する車両は実証事業に適正な車両であると認められる必要があります。

③サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費

（例）

- ・ 専用ホームページの開設やチラシ・ポスターのデザイン費等の事業周知に係る費用
- ・ 実証運行を実施するための運転者募集に係る広告費や講習の受講等の研修に係る費用

④サービス提供に要する経費

（例）

- ・ 運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等

※1 上記のうち一部のみ実施する事業に対する補助も可能です。ただし、以下については補助対象外となります。

- ・ 本事業に従事しない者の人件費（委託費における一般管理費を除く）
- ・ 国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・ 本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く）
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 建築物の建設
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料等
- ・ 国の支出基準を上回る謝金および旅費

※国の支出基準は、「国家公務員等の旅費に関する法律」等を、また国土交通省の謝金支払基準は以下 URL 等をご参照ください（招聘する者の役職等により変動します）。

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/75c902b7/20250401_resources_resources_honorarium_guideline_02.pdf

※運賃等の他に設備への付加料金を必要とするもの（航空機の上位クラス、JR線のグリーン車等）については原則補助対象外となります。

- ・車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険
- ・公租公課、収入印紙等
- ・応募および採択後の交付申請時に事務局に提出する書類作成等に係る費用
- ・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・委託費に含まれる関係者の交通費および謝金（委託契約において明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）
- ・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費
- ・交通モードの運賃、料金等の割引に充てる財源
- ・地方公共団体の補助金として拠出された費用

※事業に係る「経費」を補助対象とすることから、「補助金」として拠出した場合は補助対象となりません。そのため、地方公共団体が事業費を連携スキーム等に分配・拠出する場合は、委託費や拠出金として整理する必要があり、かつ拠出金である場合は支出先において発生した経費の証憑書類も必要となります。

- ・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※2 車両は、補助対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限り補助が可能です。また、公共ライドシェア及び日本版ライドシェアを実施する場合は運行主体や運転者が所有する既存の車両を活用することを基本とし、車両の持ち込みが困難な場合等やむを得ない場合に限り、購入費用の補助が可能です。

※3 補助対象経費に委託・外注費が含まれる場合、受託予定事業者をご記載ください。なお、未定の場合には、参考見積を取得した（または取得予定の）事業者等をご記載ください。また、事業主体と受託事業者の役割分担についても明記してください。

4. その他

(1) 地方公共団体の推薦

「交通空白」解消タイプの応募にあたっては、事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていることを要件とします。地方公共団体からの推薦を証する書類として、様式5を記載のうえ提出ください（推薦者は必ずしも首長である必要はございませんが、責任を持って事業を推薦できる方（管理職以上）をご記載ください）。

なお、記載いただいた内容に関しては、推薦団体に確認をすることがございます。また、地域公共交通との連動を図る観点から、十分に理解を得られていない場合には不採択となりますので、予めご承知おきください。

※ 2以上の地方公共団体で実施する事業等は、その地方公共団体すべてから推薦を受けてください。

※ 地方公共団体（2以上の場合は、そのすべて）が申請者に含まれている場合、推薦は不要です。

（2）運輸局との事前協議【令和8年3月25日（水）まで】

事業の応募にあたっては、実施地域を管轄する地方運輸局（運輸支局も可）との事前協議を必須とします。応募様式に事前協議先・実施日・担当者名をご記載ください。地方運輸局においては、道路運送法等の関係法令への適合や応募要件の充足のほか、事業内容や地域公共交通への有効性（実施地域で既にサービスを提供している他の交通事業者があれば、その事業者との協議状況も含む）等について確認させていただき、必要な対応等がある場合は運輸局担当者よりお知らせします。

なお、応募様式に記載いただいた内容に関しては、管轄の地方運輸局に確認をすることがございます。その際、確認事項への対応不足等により十分な協議がなされていないと判断した場合には不採択となりますので、予めご承知おきください。

※事前協議には時間を要する場合がありますので、お早めに運輸局・運輸支局までご相談ください。スケジュール調整ができなかった場合であっても、協議が整っていない事業は審査対象外（不採択）となります。

（3）補助対象事業に係る要件

実施する事業については、以下の要件に適合している必要があります。

- ・従前から開始されているサービスの継続ではないこと。
※既存のサービスを一部変更して実施するものは、変更内容に明確な新規性（軽微でない運行経路の変更、運行形態の変更等）が認められること。運行事業者の変更のみでは対象とならない。
- ・地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること。
- ・各自治体またはDMO等において「交通空白」と判断する地域・時間帯において実施するものであること。その際、国土交通省または観光庁が市区町村やDMO等を対象に実施する「交通空白」リストアップ調査に回答し、回答に記載されている地域等に対応して実施されるものとする。

（4）過年度に採択された事業

原則として、以下に掲げる過年度の補助事業に採択された事業については、補助対象外となります。ただし、過年度事業における課題を明確にし、発展的な変更を加えて取り組む事業は補助対象となり得ますので、当該内容を応募書類にご記載ください。審査の結果、十分な変更でないと判断した場合は不採択となります。

【対象事業】

- 令和5年度「共創モデル実証プロジェクト」
（実証運行事業）
- 令和6年度「共創・MaaS実証プロジェクト」

(共創モデル実証運行事業)

- 令和7年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
(「交通空白」解消緊急対策事業・共創モデル実証運行事業)

【発展的な変更の例】

- 事業に実質的な負担をもって関わる関係者（地方公共団体・交通事業者・交通以外の他分野の関係者等）の追加
- 交通モードの拡充・変更（公共ライドシェアへの転換等の運行形態の変更、運行区域・対象路線の追加、運行経路の変更、路線型から区域運行型への変更等)

(5) システムによる自動運転にて実施する事業

運行をシステムによる自動運転にて実施する事業については、以下の要件に適合している必要があります。

- ・実証期間終了後も各交通モードに係る法令等が定めるところによる「一般旅客に対する有償での運送」等も含め、地域公共交通としての役割を果たす取組の継続、及び自動運転レベル4による運行の実現を目指す事業であること。
- ・車両およびシステムの不具合や実証運行に伴う警察署等の必要な関係者との調整・協議に時間を要すること等により、想定スケジュールに遅延が発生した場合でも、十分な実証運行期間を確保できるよう事業計画を行っていること。
- ・運行ルートを作成や乗降場の設置場所、運行ダイヤ等において、自治体と密接に連携し、データ分析やアンケート等による地域住民の移動需要に即した設計を行うこと。
- ・他の地域公共交通との連携により「地域の足」の持続的な確保に取り組む事業であること。

上記については必要に応じ、国土交通省の担当部局とともに事業内容の確認を実施します。なお、自動運転走行の技術検証や地域住民のための体験乗車の実施に留まる等、上記を満たさない事業については、応募対象外となりますのでご注意ください。

(6) 自転車、「マイクロモビリティ」およびレンタカー等に係る事業

以下に掲げる交通モードについては、Ⅱ. 2に定める「新たに導入する交通モード」とは認められませんが、Ⅱ. 2の要件を満たした上で加えてこれらを活用した事業を実施する場合は、導入および運用にかかる経費を補助対象経費総額の20%以下の範囲内で補助対象とします。

- 道路交通法および道路運送車両法に定める自転車・原動機付自転車・軽車両
- 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める側車付二輪自動車
- 道路運送車両法施行規則第35条の2で定める軽自動車（検査対象外軽自動車）

○レンタカー（道路運送法第80条に基づく許可を受けて実施する事業）

※上記経費は、契約等により明確に区別できない場合、事業に係る他の経費が補助対象外となる恐れがあります。詳細は採択された事業者にご案内いたします。

(7) 事業の実施期間

交付決定日（令和8年4月以降順次）～令和9年2月26日（金）

※この間に発生し支払まで完了した経費を、補助対象とします。

(8) 事業実施状況等の報告等

本事業はモデル事業として取組を支援することを通じ、他の地域等における取組の参考とし、横展開を図ることを目的の一つとしています。このため、選定された事業については、その実施状況等について、国土交通省及び事務局からフォローアップ等を行うことを予定しており、必要な資料提供等の報告を行っていただきます。なお、情報提供等にご協力いただけない場合は、採択もしくは交付決定を取消す場合がございますのでご注意ください。

なお、本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後にも、取組の実施状況の把握に協力いただくことがあります。

Ⅲ. 補助対象事業の採択方法・審査基準

1. 採択方法

『交通空白』解消集中対策事業」は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省および事務局が審査を行い、採択します。

2. 審査基準

補助対象事業の採択にあたっては、以下の観点から審査を行います。

(1) 形式審査

- ① 事業主体が、項番③に該当していること。
- ② 応募書類に必要項目が記載されていること。
- ③ 実施地域の地方公共団体が実施主体に含まれること。または、事前に実施地域の地方公共団体から推薦を得ていること。(実施地域が2以上の地方公共団体にわたる場合は、当該団体のすべてが該当する必要がある)
※特段の事情を運輸局に相談し、必要な対応を実施した場合を除く)
- ④ 事前に実施地域を管轄する地方運輸局または運輸支局と協議を行っていること。
- ⑤ 事業内容が地域公共交通計画に現に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること。
- ⑥ 事業実施地域に既存の交通サービスが提供されている場合は、地域交通法に定める法定協議会または道路運送法に定める地域公共交通会議において協議が整っていること。(やむを得ず、応募時までには会議を開催できない場合は、説明時期を示して交付決定時までに関係者と協議を整えることとする。ただし、法定協議会または地域公共交通会議が組織されていない場合は、地域交通法第五条十項に定める関係者と協議を実施するものとする。)
- ⑦ 同種の事業が過年度補助事業に採択されている場合は、項番4(4)に記載の内容が充足されていること。

(2) 内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。なお、重点項目(■)を満たしている事業については、高く評価いたします。

① 事業実施体制

事業実施にあたり、事業主体が適切に事業を進行できることが見込めること。

評価ポイント

- 事業の進行管理や補助金事務等について、適切に執行できる体制であること。
- 協議会や連携スキームにて実施する場合は、事業実施に必要な関係者が参画し、それぞれの役割相互の関係性が明確化されていること。

② 「交通空白」や地域交通に関する課題等の分析

地域が抱える「交通空白」のお困りごとや、地域交通の現状・課題を的確に分析したうえで、その改善・解決策として適切に計画されていること。

評価ポイント

- 地域交通の現状・課題が的確に分析され、解決の方向性が明確であること。
- データを活用しながら、地域交通の現状・課題を定量的に分析していること。
- 地方公共団体においては、令和8年1月～2月に実施された地域交通行政調査において、「地域公共交通計画のアップデート」に向けた取組が評価され、その計画に基づく取組であること。

③ 「交通空白」解消や課題解決への有効性

「交通空白」解消や地域交通の課題解決のため、必要な関係者との連携・協働等のもと、取り組む事業であること。

評価ポイント

- 関係者の協力のもと、「交通空白」の解消や地域交通の現状・課題に的確に対応する取り組みであること。
- リストアップされた「交通空白」を解消し、「地域の足」「観光の足」の確保・維持に資する事業であること。
- 利用データの取得等、データを活用して実証事業を定量的に検証する取組であること。

④ 持続可能性

将来的に地域交通として継続していくため、持続可能性のある事業設計をしていること。

評価ポイント

- 資金や運転手の確保方法を含め、次年度以降の事業計画が策定されていること。
- 次年度以降も、事業継続のため地方公共団体や他分野の関係者等による資金拠出が予定されていること。
- 実装に至るまでの目標が少なくとも年度ごとに、定量的に設定されていること。
- データ収集・分析を行う事業で、鉄道、バス、タクシー等の乗降実績データ（タクシー等のデマンド型交通については配車アプリから取得されるデータ）を利用する場合は、国土交通省が定める「乗降実績データ標準仕様書（鉄道・バス）」及び「乗降実績データ標準仕様書（配車アプリ）」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。
- データ収集・分析を行う事業で、鉄道、バス、タクシー等の運行情報データを作成する場合は、国土交通省が定める「公共交通運行情報標準データ仕様書（GTFS-JP）第4版」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。
- 配車アプリと配車管理システム間の連携システムの開発や、MaaS アプリ等とデマンドバスシステム間の連携システムの開発を行う場合は、それぞれ「タクシー配車システム連携 API 標準

仕様書」又は「デマンドバスシステム連携 API 標準仕様書」に準拠していること（標準仕様書等の技術資料は国土交通省から貸与。）。

※国土交通省が定める技術資料に関する問い合わせ

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課

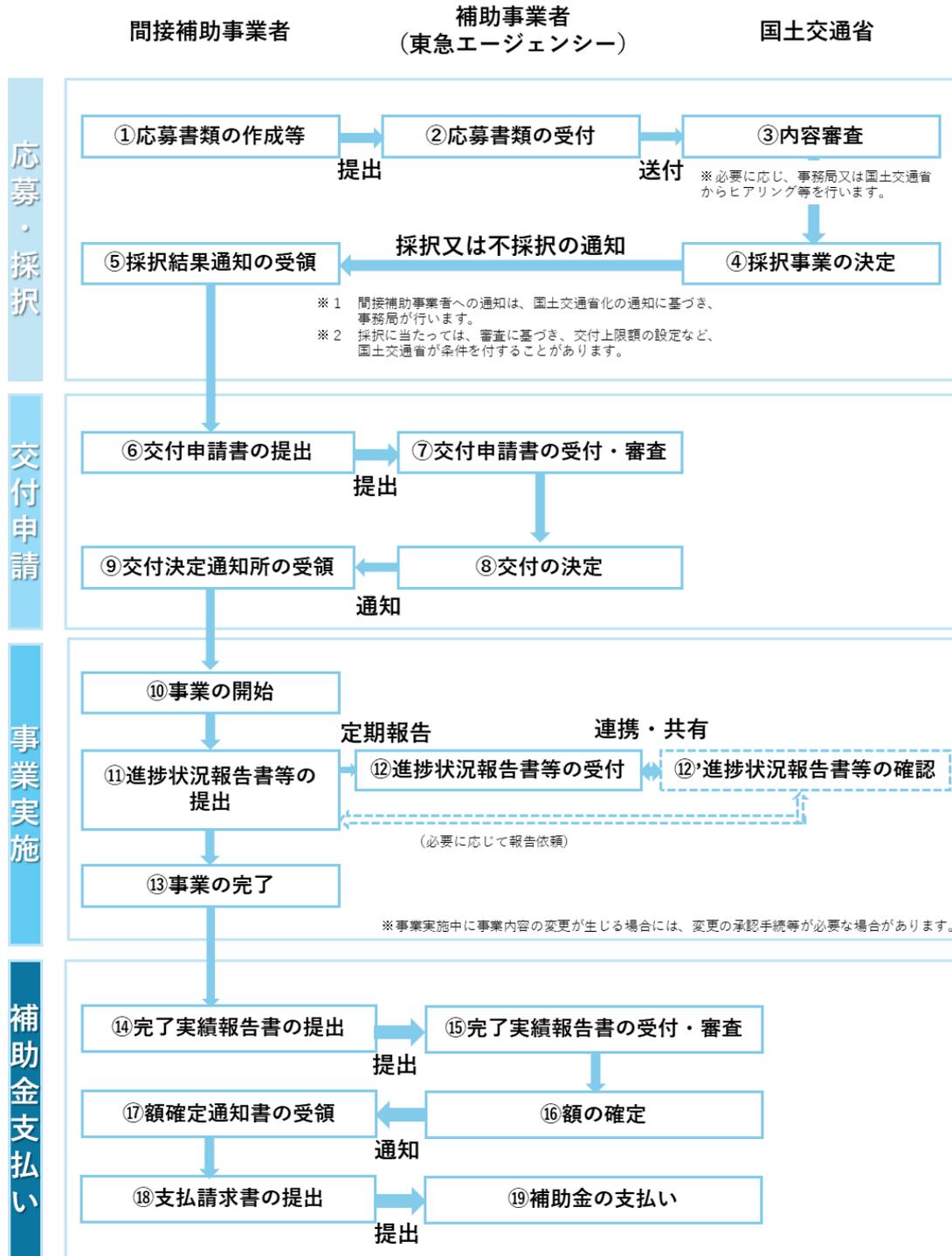
T E L : 03-5253-8980

E-mail : hqt-mobilityservice1002@gxb.mlit.go.jp

IV. 応募手続、交付申請等の事業全体の流れについて

1. 事業全体の流れ

応募から補助金受領までの事業全体の実施フローは、以下のとおりです。



※ 他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後を目途に特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後もフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。

※ 事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。

2. 応募について

補助金の交付を希望される場合は、以下の様式に必要事項を記載し、受付開始後に事務局に提出してください。

2-1. 応募期間

令和8年2月27日（金）～3月27日（金） 16:00

※Ⅱ.4（2）に定める運輸局との事前協議は、3月25日（水）まで

2-2. 応募方法

①事業HPの以下の「事業公募申請をする」ボタンをクリック



②フォームが立ち上がったら必要事項を記入し、「入力内容の確認」ボタンをクリック



③同意事項を確認し、チェックを入れて、「入力内容の確認」をクリック



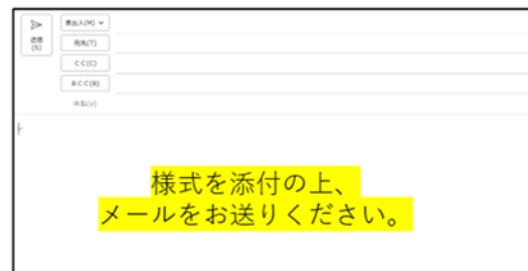
④公募申請情報を確認し、「送信する」をクリック



⑤「公募申請等受付の完了」画面がでますが、この時点で公募は完了ではありませんのでご注意ください。



⑥システムからメールが届きますので、公募様式一式を添付の上、メールを送信。これで公募が完了。



⑥のメール送付まで行うことで、公募申し込みは完了となります。

2-3. 提出書類

応募にあたっては、以下の提出書類を提出してください。

① 事業計画資料

- ・ 応募様式1 (PowerPoint 形式)
- ・ 応募様式2・3 (Excel 形式)

※ご提出の際には、上記ファイルに加え、**応募様式1、2、3のPDFファイルも併せて**ご送付ください。(なお文字化けや、見切れの無きようお願いいたします。)

② 関連法令に抵触していないこと等に関する誓約書 (応募様式4)

③ 地方公共団体の推薦書 (応募様式5)

※応募様式以外の参考資料を提出された場合、事業内容の確認には活用させていただきますが、基本的に審査の対象外となります。

※その他、事業実施内容・申請者・スケジュール・経費概算等についての情報を必要に応じてフォームにて入力いただきます。

<留意事項>

- ・ 応募書類の作成に当たり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません(様式に欄の追加等に関する記載がある場合を除く)。変更が必要な場合は、あらかじめ事務局にご連絡ください。
- ・ 応募書類の作成に当たり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。低画質な画像や紙媒体のスキャン画像は、画像の識別が困難になる場合がありますので、表示を事前に確認のうえご提出ください。
- ・ 応募様式等に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合がありますため、画像データや計数表等のパーツはできるだけ分割した上で、様式等に貼り付ける際にはパーツのグループ化を行ってください。
- ・ 応募書類の機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類等の作成費用は選定の有無を問わず、経費に含まれません。
- ・ 連絡先となる担当者は、必ず事業主体に所属する方をご登録ください。委託先の担当者を登録することはできません。

3. ヒアリングの実施について

採択にあたっては、国土交通省又は事務局において、必要に応じて応募内容に関する個別ヒアリングを実施することがあります。その際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。なお、事業内容に応じて、定期的な中間報告を求める場

合があります。

4. 採択結果の通知について

募集期間終了後、国土交通省において、申請様式の内容（ヒアリング内容を含む）の審査を行った上で、補助対象事業の採択結果を決定し、応募者に対して結果を通知いたします。その際、応募内容を審査の上、補助申請額未満の交付上限額設定等、条件付きで採択とする場合があります。

- ※1 採択結果の通知は、国土交通省からの通知に基づき、事務局が行います。
- ※2 採択通知のみでは、補助金の交付を受けることはできません。必ず、下記「5. 採択後の補助金交付申請等について」に従い、交付決定を受けてから事業開始するようにしてください。
なお、審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめご承知おきください。

5. 採択後の補助金交付申請等について

補助対象事業に採択された場合は、事務局から補助金交付申請手続きについて案内いたしますので、速やかに事務局へ交付申請書を提出してください。交付申請書について事務局で形式面等を審査の上、交付決定通知書を通知します。

なお、交付決定にあたっては、応募内容を審査の上、要望額から一定額を減額して交付決定を行う場合があります。

補助事業として交付決定された場合は、補助事業の適正な執行を確保するため、事業の進捗状況に関する報告等を求めますので、あらかじめご承知おきください。

- ※ 交付申請書及び事業の進捗状況に関する報告等の様式については、別途ご案内いたします。採択決定後に、採択された事業者に対して改めて事業実施手続等に関する説明会を開催する予定です。
- ※ 補助金につきましては、事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。なお、応募時の情報から、事業者が必要な経費を確保できないと判断した場合には、不採択とする場合があります。
- ※ 事業実施主体や委託先が国土交通省（大臣官房会計課または各地方運輸局）の指名停止措置を受けている場合、その処分期間内の業務・契約は補助対象外となる場合があります。
- ※ 交付申請時において、採択された事業内容からの追加・変更、または採択された事業内容と無関係な交付申請はできませんのでご留意ください。
- ※ 採択後に、事業主体（構成員含む）の構成を追加・変更して交付申請はできませんのでご留意ください。
- ※ 事業の効果を定量的に評価することを目的に、必要なアンケート、ヒアリング

等を実施することがあります。なお、このアンケート等にご回答いただけない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

6. 既存交通サービスの休廃止に伴う緊急性の高い事業への特例について

地域交通の継続的な確保の観点から、令和8年3月中に既存の交通サービスが休廃止となる場合において、令和8年4月中にその代替となる交通サービスの運行を開始する事業（休廃止前の運行主体と資本関係のない別の主体による、新規性を有するものに限る）については、緊急性の高い事業への特例として先行して審査を実施します。

上記を適用する場合は、3月10日（火）までに地方運輸局と事前協議をしていただく必要がありますので、特例適用を希望する申請者はお早めに実施地域を所管する各地方運輸局までご相談ください。詳細について担当者より説明いたします。

※特例適用を希望した場合でも、応募に必要な書類が整わない場合には先行審査を実施いたしません。また、通常審査と同様、審査の結果によっては不採択や申請額から減額での採択となることがあります。

※特例適用の事前協議については、各地方運輸局または沖縄総合事務局でのみ受け付けます。運輸支局では実施しません。

V. 事業の実施にあたっての留意点等

1. 事業の申請

- ・ 本事業の目的や意義を十分に理解した上でご申請ください。
- ・ 募集期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効となります。また、書類等に不備がある場合は審査対象となりませんので、公募要領を熟読のうえ、十分留意のうえ、応募してください。

2. 事業の実施

- ・ 本補助の活用にあたっては、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業の「交付規程」の規定を遵守していただくこととなります。
- ・ 補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、補助事業者等の名称及び不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出にあたっては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。
- ・ 交付申請書の記載と異なる事業を（目的外の事業）を行うと、補助金が交付されないことがありますのでご注意ください。なお、交付決定後の事業内容の変更は、やむを得ない場合を除き認められません。
- ・ この他、本事業を遂行するにあたっては、道路運送法等の法令・ガイドライン等を遵守してください。

3. 補助金の対象経費

- ・ 補助金交付決定前に契約等を行っていた事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。なお、発注先に対しての発注意思を書面若しくは口頭で表明する内示行為も契約等とみなします。
- ・ 税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助対象事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。よって、課税事業者が応募申請時の補助金額を算定する際には、消費税等を補助対象経費から除いた上で補助金額を算出し、応募申請書類を提出してください。
- ・ 本事業において国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と事業の内容が重

複する場合は、原則、補助対象となりませんのでご注意ください。

3-1. 関係会社等から調達する場合の利益排除

補助対象経費の中に、間接補助事業者の自社調達、又はその関係会社等からの調達分がある場合、補助金額の中に間接補助事業者（またはその関係会社等）の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、下記（1）の調達先から調達した場合は、取引価格から利益相当額を控除した金額を補助対象経費とする必要があります。

※複数者を主体とした申請の場合に当該複数の主体間で発生する経費は利益排除の対象となります。

（1）利益排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下の①～③の関係にある個人又は会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）を、利益排除の対象とします。

- ①間接補助事業者自身（自社、または複数者による申請である場合に応募様式2に記載した事業主体・構成員自身による調達の場合（当該複数の事業主体・構成員間の取引を含む））
- ②間接補助事業者の関係会社 ※（下記③を除く）
- ③間接補助事業者（法人の場合は間接補助事業者の株主）の親族又は親族所有の会社

※利益排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定してください。

※親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

※第三者を経由して協議会等の構成員に対して発注等を行う行為も、実質的に協議会等の内部での取引であることから利益排除の対象取引となりますので、ご注意ください。

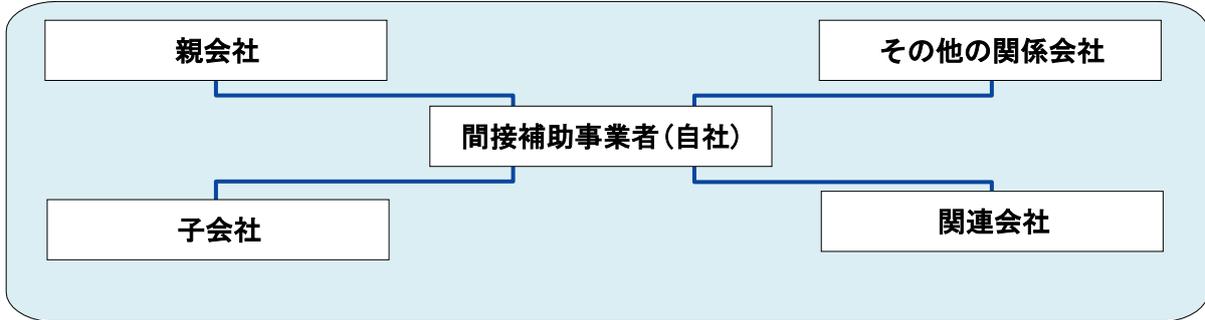
※利益排除の対象となる調達先、その方法については、上記以外にも該当する場合がございます。該当する場合には、別途事務局よりご案内いたしますのでその指示に従ってご対応をお願いいたします。

利益排除の対象となる関係会社は以下のとおりです。判断に迷う場合には事務局にご確認ください。

- 親会社
- 子会社
- 関連会社（例：自社または子会社が直接・間接に議決権の20%以上を所有している会社）
- その他の関係会社（自社を関連会社としている会社）

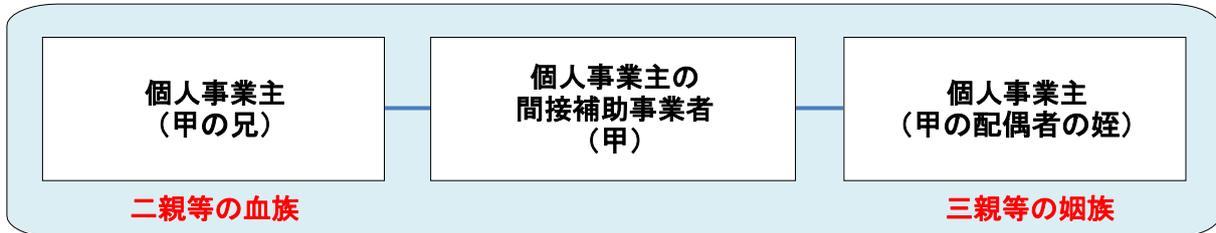
【利益排除の対象となる調達先（関係会社）の範囲（イメージ）】

法人間

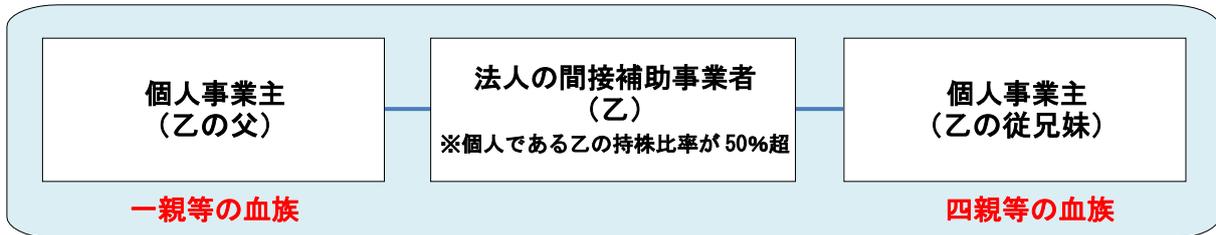


【利益排除の対象となる調達先（親族又は親族が所有する会社）の範囲（イメージ）】

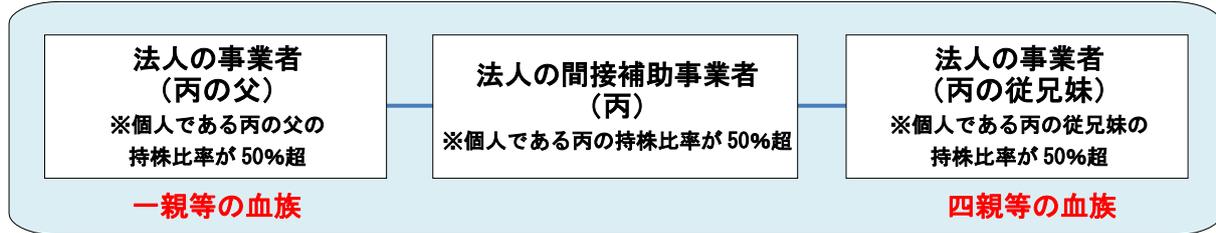
個人間（一例）



法人対個人（一例）



法人対法人（一例）



(2) 利益排除の方法

利益排除に該当する場合、以下の方法にて利益排除後の補助対象経費を計算してください。なお、以下の場合の原価とは、当該調達品の製造原価、役務原価、または物品購入のみの場合はグループ外部からの調達価格をいいます。

調達先の区分	利益排除の方法
① 応募者自身（自社調達）	当該取引の原価の積算額を補助対象経費とする
② 応募者の関係会社（親会社・子会社・関連会社・その他の関連会社等）	当該取引の原価の積算額＋当該取引に対応する販売費及び一般管理費の合計額を補助対象経費とする
③ 応募者の親族又は親族が所有する会社	上記の方法によって利益排除が困難な場合は、委託契約金額に受託者の直近年度の個別損益計算書における営業利益率を乗じて得られる額を控除した額を補助対象経費とする

4. 収益納付

- 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」といいます）。
 - 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。
- ※事業の一環としてクラウドファンディングが実施される場合、間接補助事業者が収受した出資金は収入とみなします。

5. 事業の実施及び事業内容の変更

- 補助対象事業者は、交付決定通知を受理後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱・交付規程等に従って、事前に承認を得る必要があります。変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ事務局へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容がなく、また事前に変更の承認を得ずに実施した業務に係る経費は補助対象外となります。

6. 事業の進捗報告

- 事業の進捗状況を適切に把握するため、原則として、2カ月に1回程度、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を行っていただきます。又、随時、国土交通

省においても、必要に応じて進捗状況等の把握をさせていただきます。この求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

- ・ 採択事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表します。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力をいただきます。その際、提出を求めた資料は国土交通省の公表対象となりますので、ご留意のうえ作成、提出ください。なお、ヒアリングや資料の確認等に応じない場合や、求めた情報が提供されない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ さらに、補助事業実施期間の状況報告時に領収書、契約書等、経費証明を提出いただきます。経費発生時より遅くとも2カ月以内の提出をお願いいたします。提出に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

7. 完了実績報告

- ・ 補助対象事業者は補助対象事業が完了（設備の購入や実証実験の完了だけでなく、それに係る経費が全て支払われた時点をいう）したときは、その日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに交付規程等に定める事業完了実績報告書の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類については、交付決定後に改めてお知らせします。
- ・ 事業完了実績報告書の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該経費を除いて補助対象経費を算出させていただきます。このため、実際に受け取る補助金は「交付決定通知」に記載した補助金額より少なくなる場合があります。
- ・ 必要に応じ国土交通省または事務局が検査を行う場合がありますので、その際は対応をお願いします。ご対応いただけない場合は交付決定を取り消す場合があります。

8. 補助金の支払い

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者におかれましては必ず事業実施前に必要な経費を確保ください。
- ・ 本事業の補助金上限額は、交付決定時の交付決定額となります。また、補助金上限額は必ず保証されるものではなく、検査の結果により減額されることがありますので、予めご了承ください。

9. 補助事業完了後

- ・ 補助対象事業者は、補助対象事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、

補助金を受けた者の義務として応じる必要がございます。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

- ・ 補助事業により取得した財産の管理等については、法令や交付規程等に従って適切に行う必要があります。なお、補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通省または事務局の承認を受けなければなりません。その際には、処分制限期間の残余期間分に相当する補助金額を返還しなくてはならない場合があります。

※取得した財産を事業期間の内外を問わず補助事業と関係のない別事業で活用する場合（他路線への転用等）においても、処分とみなされる場合があります。ご不明な点は、事前に国土交通省や各地方運輸局、または事務局までご相談ください。

10. その他

- ・ 本公募要領やWeb サイト等に記載のない事項については、事務局の指示に従って対応してください。
- ・ 交付申請書等に含まれる個人情報、本事業の業務のために利用及び提供される場合があります。また、採択された個々の事業に関する情報（事業者名、交付額、実施機関等）も公表される場合があります。
- ・ 本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、各種メディアで発表等を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにしてください。また、可能な限り事務局への事前連絡をお願いいたします。
- ・ 補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります。アンケートに際してご提供いただいた情報は、必要に応じ統計処理を行い、公表する可能性があります（補助事業完了後のフォローアップ調査を含む）。その際にはご協力をお願いいたします。

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、本事業の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 又、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。あわせて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

株式会社東急エージェンシー